

中国相続法の現代的課題 —日本相続法との比較法的検討を通じて—

朱 曄

現行相続法が制定された80年代の中国では、個人間の取引、および、個人事業体間で行われる取引が普及しておらず、相続関係における債権者の保護、あるいは、取引の安全性への保障措置の重要性が浮上していなかった。また、当時の中国の生活においては、個人が生活資産以外に多くの財産を有することは稀であった。そのため当相続法は、被相続人の財産の増加に伴う相続人の遺産への期待、またそれにより生じた相続人間の平等を図る必要性について今日までほとんど省みられることがなかった。ところが、近時になると、消費者金融が一般化しはじめ、また、個人事業体が漸増してきたことから、こうした状況にも適応してゆく法的対応を模索しなければならない局面を迎えている。加えて、現段階では中国法における個人破産の法律が存在しない為、個人が死亡した際には、その財産の清算における全てが相続法に委ねられている。その意味でも、相続法の完備の緊急性は一層高まっている。

中国の経済社会においては、WTOへの加盟を契機に、市場経済制度はますます円熟なものとなり、社会に浸透しつつある。このような背景のもとで、中国民法典の制定作業を加速させようという狙いで、「中国民法典立法研究課題組」は結成された。この課題組に属する相続編の制定者は、近時の中国社会の変遷により生じた新たな相続法上の課題を念頭に置き、現行制度を大幅に見直し、比較法的にみれば円熟した考えを建議稿相続編に積極的に取り入れようとしている。

本論文は、まず、現行相続制度の原理・原則を整理し、具体的な事例を通じて、中国社会の変遷に対応しきれていない現行法制における問題点を抽出している。

次に、公開された相続編建議稿の現行相続法との質的な差異を分析しつつ、その概要および重要と思われる改正点を紹介し、また、建議稿条文における曖昧な文言の定義について、制定者の考えに即し、比較法上のかかる観念と比べた上で、その概念を明確に意味付けしてみた。

最後に、相続財産の増加とともに表れた共同相続人間の平等をいかにはかるかという点、そして個人レベルの取引の頻繁化により顕著化した相続における債権者の保護をいかに考慮するかという以上2点の相続法上の要請に基づき、個々の論点を個別に展開した。その中では、日本法を中心とする比較法上の学説・議論を用いて、建議稿の不備な点を探り、解釈論・立法論という2つの側面からその解決法を模索している。